

京 都 大 学 授 業 料 、 入 学 料 免 除 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条の2 前条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者であつて、かつ、学業優秀と認められるものについては、願い出により、第1号、第2号及び第4号に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額を、第3号に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額又は半額を免除することがある。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) Kyoto University International Undergraduate Program により本学の学部学生として入学する外国人留学生</p> <p>(4) (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>第2条の2 前条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者であつて、かつ、学業優秀と認められるものについては、願い出により、第1号、第2号及び第5号に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額を、第3号及び第4号に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額又は半額を免除することがある。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) Kyoto University International Undergraduate Program により本学の学部学生として入学する外国人留学生</p> <p>(4) <u>京都大学大学院教育支援機構 Kyoto iUP 修了者向け大学院奨学金の採用者として本学の大学院に入学する外国人留学生</u></p> <p>(5) (同 左)</p>
<p>第5条の2 前条に規定するもののほか、<u>本学が開設する留学生コース(総長が指定するものに限る。)</u>を履修する外国人留学生又は<u>Kyoto University International Undergraduate Program</u>により本学の学部学生として入学する外国人留学生で、かつ、学業優秀と認められるものについては、願い出により、入学料の全額を免除することがある。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第5条の2 前条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者であつて、かつ、学業優秀と認められるものについては、願い出により、入学料の全額を免除することがある。</p> <p>(1) <u>本学が開設する留学生コース(総長が指定するものに限る。)</u>を履修する外国人留学生</p> <p>(2) <u>Kyoto University International Undergraduate Program</u>により本学の学部学生として入学する外国人留学生</p> <p>(3) <u>京都大学大学院教育支援機構 Kyoto iUP 修了者向け大学院奨学金の採用者として本学の大学院に入学する外国人留学生</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年達示第26号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>